

表 2-5-6 障害児就学指導会議の設置状況

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県東北心身障害児就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡	県北教育事務所
福島県県南心身障害児就学指導会議	郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡	県中教育事務所
福島県会津心身障害児就学指導会議	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	会津教育事務所
福島県浜通り心身障害児就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	いわき教育事務所

注：「高等学校教育課調査」(昭51)による。

51年度1校となっており、近年における学校規模の推移は、小規模校化及び大規模校化の状況にあると想定される(表2-5-5)。従って、今後は、適正な学校規模について検討し、それに基づく学校配置を推進する必要がある。

(7) 就学指導体制

心身障害児の適正就学を図る就学指導体制の状況を昭和51年度においてみると、県においては、「福島県心身障害児就学指導会議設置要綱」(教育長決裁)によって、県内4方に「福島県心身障害児就学指導会議」を設置している(表2-5-

6)。この就学指導会議は、13人以内の委員をもって組織することになっており、昭和51年度は専門医3人ないし4人、教育職員4人ないし5人、児童福祉職員1人ないし2人、学識経験者、その他によって組織されている(表2-5-7)。

この会議の主な事業は、各方部における就学指導(3回)、心身障害児の調査及び教育相談、心身障害児就学指導講習会の開催(県内4方部、2日間)等となっている(「高等学校教育課調査」(昭51))。

市町村における心身障害児就学指導審議会の設置状況を昭和51年度においてみると、90市町村中39市町村が就学指導審議会を設置しており、その設置率は合計で43.3%となっている。

また、設置率を地域別にみると、県南及びいわき地域を除いた地域にあつては、50%に達しな

表 2-5-7 障害児就学指導会議の構成状況

(単位：人)

区分	専門医	教育職員	児童福祉職員	学識経験者	その他	計
県北心身障害児就学指導会議	4	5	2	1	1	13
県南心身障害児就学指導会議	4	5	1	1	2	13
会津心身障害児就学指導会議	3	4	2	1	3	13
浜通り心身障害児就学指導会議	4	5	2	—	2	13
計	15	19	7	3	8	52

注：「高等学校教育課調査」(昭51)による。

表 2-5-8 市町村における心身障害児就学指導審議会の設置状況

(単位：市町村，%)

項目	地域	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
市町村数		17	18	12	21	7	14	1	90
設置市町村数		8	7	6	10	2	5	1	39
設置率		47.1	38.9	50.0	47.6	28.6	35.7	100.0	43.3

注：1. 「高等学校教育課調査」(昭51)による。
2. 設置率 = (設置市町村数) ÷ (市町村数) × 100